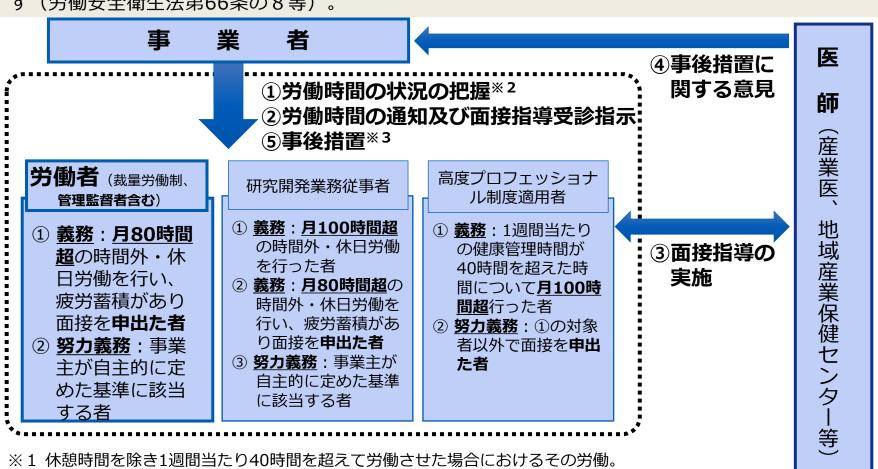
管理監督者の労働時間データについて

厚生労働省 労働基準局 Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働時間の状況の把握・長時間労働者に対する面接指導

■ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は労働者の労働時間の 状況を把握し、長時間の時間外・休日労働※1等をしている労働者に対して医師による面接指導を行い、医師の意見を勘案して必要と認める場合は適切な措置を実施しなければならないとされています(労働安全衛生法第66条の8等)。



- ※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。
- ※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握

概要

- ・事業者は、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導(高度プロフェッショナル制度適用者に対するものを除く。)を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。【労働安全衛生法第66条の8の3、労働安全衛生規則第52条の7の3第1項】
- ・事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければならない。 【労働安全衛生規則第52条の7の3第2項】

「労働時間の状況の把握」の具体的内容

- ・労働時間の状況の把握とは、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、 労務を提供し得る状態にあったかを把握するもの。
- ・事業者が労働時間の状況を把握する方法としては、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録、事業者(事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。)の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならない。
- ・労働時間の状況の把握は、労働基準法施行規則第54条第1項第5号に掲げる賃金台帳に記入した労働時間数をもって、それに代えることができる。(管理監督者等、事業場外労働のみなし労働時間制の適用者、裁量労働制の適用者は除く。)
- ※1 裁量労働制においては、労働基準法上、対象業務に従事する労働者の勤務状況(労働時間の状況など)を把握し、これに応じた健康・福祉確保措置の実施が必要。なお、企画業務型裁量労働制に係る指針においては、使用者が対象労働者の労働時間の状況を把握する方法としては、「タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切なものであることが必要」としている。
- ※2 高度プロフェッショナル制度においては、労働基準法上、使用者は対象労働者の健康管理時間を、タイムカードによる記録やパソコン等の使用時間の記録等の客観的な方法で把握する義務がある。

管理監督者の時間外労働の調査結果について

「1か月間の時間外・休日労働が80時間を超えた月があった」と回答した者の割合

